

# 議会運営委員会

日 時 令和5年8月23日（水）  
午前9時30分から  
場 所 第1委員会室

## 1 開 会

## 2 挨 捶

## 3 議 題

令和5年9月島田市議会定例会について

(1) 招集告示 8月22日（火）

(2) 会議録署名議員について・・・議席番号12番・13番・14番の議員

(3) 諸般の報告について

ア 例月現金出納検査の結果（令和5年4月・5月・6月分）について

イ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全性  
に関する比率について

※上記ア及びイの質疑の通告期限 8月25日（金） 正午

(4) 議会閉会中における常任委員会の審査・調査報告について

ア 総務生活常任委員会 8月2日（水）

イ 厚生教育常任委員会 8月2日（水）

ウ 経済建設常任委員会 8月2日（水）

(5) 提出議案について ..... 資料1

### 【当局側の事項】

報告3件、認定10件、補正予算5件、条例1件、一般3件 計22件

(6) 議案の取扱いについて ..... 資料2

(7) 会議の日程について ..... 資料3

(8) 追加を予定している（可能性のある）議案等について ..... 資料1、2

### 【当局側の事項】

条例1件、人事3件

4 議員連絡会及び全員協議会について ..... 資料4

(1) 議員連絡会 8月23日（水） 午後1時30分～

(2) 全員協議会 8月23日（水） 議員連絡会終了後

## 5 今後の議会運営委員会について

### (1) 次回の議会運営委員会について

日 時 令和5年8月30日（水） 午前9時から

議 題 一般質問の割り振りについて ほか

### (2) 会期中の議会運営委員会の開催予定について

ア 日 時 令和5年9月8日（金） 午前9時から

議 題 会議規則第35条の2に基づく資料要求の取扱いについて

イ 日 時 令和5年9月28日（木） 午前9時30分から

議 題 最終日の議案の取扱いについて ほか

## 6 その他

- |                                   |           |      |
|-----------------------------------|-----------|------|
| (1) 「健康保険証の存続を求める意見書」の取扱いについて     | ・ · · · · | 資料 5 |
| (2) 文書管理システムの導入に伴う市議会に係る規則の改正について |           |      |
| ア 島田市議会事務局処務規則の改正について             | ・ · · · · | 資料 6 |
| イ 島田市議会公印規則の改正について                | ・ · · · · | 資料 7 |
| (3) 議会報告会の開催について                  | ・ · · · · | 資料 8 |
| (4) 新庁舎における議場運営等について              | ・ · · · · | 資料 9 |

## 7 閉 会

# 資料 1

## 提出議案

番号	件名
報告 第 16 号	島田市病院事業会計予算の継続費の精算について
報告 第 17 号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）
報告 第 18 号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）
認定 第 1 号	令和 4 年度島田市一般会計決算の認定について
認定 第 2 号	令和 4 年度島田市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定 第 3 号	令和 4 年度島田市土地取得事業特別会計決算の認定について
認定 第 4 号	令和 4 年度島田市休日急患診療事業特別会計決算の認定について
認定 第 5 号	令和 4 年度島田市介護保険事業特別会計決算の認定について
認定 第 6 号	令和 4 年度島田市介護サービス事業特別会計決算の認定について
認定 第 7 号	令和 4 年度島田市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
認定 第 8 号	令和 4 年度島田市水道事業会計決算の認定について
認定 第 9 号	令和 4 年度島田市病院事業会計決算の認定について
認定 第 10 号	令和 4 年度島田市公共下水道事業会計決算の認定について
議案 第 89 号	令和 5 年度島田市一般会計補正予算（第 7 号）
議案 第 90 号	令和 5 年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案 第 91 号	令和 5 年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案 第 92 号	令和 5 年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案 第 93 号	令和 5 年度島田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案 第 94 号	島田市下水道条例の一部を改正する条例について
議案 第 95 号	工事請負契約について
議案 第 96 号	財産の取得について
議案 第 97 号	令和 4 年度島田市水道事業会計未処分利益剩余金の処分について

### ○追加を予定している（可能性のある）もの

番号	件名
議案 第 号	島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
質問 第 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
質問 第 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
質問 第 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

# 資料 2

議案の取扱い [第1日 令和5年8月30日(水)]

## 1 議案の取り扱い

該当があるもの=○、該当がないもの=●

議案番号	件 名	説明	質疑	付託委員会			委員長報告に対する質疑	討論	採決
				総務生活	厚生教育	経済建設			
1 報告 第 16 号	島田市病院事業会計予算の継続費の精算について		○						
2 報告 第 17 号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）								
3 報告 第 18 号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）								
4 認定 第 1 号	令和4年度島田市一般会計決算の認定について		○	予算・決算特別委員会			○	○	○
5 認定 第 2 号	令和4年度島田市国民健康保険事業特別会計決算の認定について			○	○				
6 認定 第 3 号	令和4年度島田市土地取得事業特別会計決算の認定について			○					
7 認定 第 4 号	令和4年度島田市休日急患診療事業特別会計決算の認定について		○	○					
8 認定 第 5 号	令和4年度島田市介護保険事業特別会計決算の認定について			○					
9 認定 第 6 号	令和4年度島田市介護サービス事業特別会計決算の認定について			○					
10 認定 第 7 号	令和4年度島田市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について			○					
11 認定 第 8 号	令和4年度島田市水道事業会計決算の認定について		○		○				
12 認定 第 9 号	令和4年度島田市病院事業会計決算の認定について		○	○			○	○	○
13 認定 第 10 号	令和4年度島田市公共下水道事業会計決算の認定について				○				
14 議案 第 89 号	令和5年度島田市一般会計補正予算（第7号）		○	予算・決算特別委員会			○	○	○
15 議案 第 90 号	令和5年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）			○					
16 議案 第 91 号	令和5年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）			○					
17 議案 第 92 号	令和5年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）			○					
18 議案 第 93 号	令和5年度島田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）			○					
19 議案 第 94 号	島田市下水道条例の一部を改正する条例について		○		○		○	○	○
20 議案 第 95 号	工事請負契約について		○	○					
21 議案 第 96 号	財産の取得について			○					
22 議案 第 97 号	令和4年度島田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について		○			○	※本議案は、最終日に認定第8号と一緒に取扱いとする。		

## 2 追加を予定している（可能性のある）もの

### 【当局側の事項】

- 1 島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 3 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

令和5年8月23日 議会運営委員会

## 令和5年9月島田市議会定例会日程(案)

月 日	曜 日	会 議 内 容	備 考
8月16日	水	議会運営委員会 午前9時30分～	
8月23日	水	議会運営委員会 午前9時30分～、議員連絡会 午後1時30分～、全員 協議会 議員連絡会終了後	議会招集告示(8/22)、 議案送付
8月25日	金		諸般通告締切り：正午、一般質 問通告事前提出：午後3時
8月29日	火		一般質問通告締切り：午後3時
8月30日	水	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】 午前9時30分～、決算説明会 会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の常任委員会等審査・調査報 告、議案上程・説明	
8月31日	木	休会	
9月1日	金	休会	
9月2日	土	休会	
9月3日	日	休会	
9月4日	月	休会	
9月5日	火	休会	
9月6日	水	休会	議案質疑通告締切り：午後3時
9月7日	木	【本会議(一般質問：個人)】 午前9時30分～	
9月8日	金	【本会議(一般質問：個人)】 午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合) 午前9時～)	
9月9日	土	休会	
9月10日	日	休会	
9月11日	月	【本会議(一般質問：個人)】 午前9時30分～	
9月12日	火	休会	
9月13日	水	【本会議(議案質疑)】 午前9時30分～ 予算・決算特別委員会 議案質疑終了後	
9月14日	木	休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会,常任委員会 午前9時30分～)	※時間内に終了しない 場合は、予備日(9月20日)で対応。
9月15日	金	休会(予算・決算特別委員会経済建設分科会,常任委員会 午前9時30分～)	
9月16日	土	休会	
9月17日	日	休会	
9月18日	月	休会(敬老の日)	
9月19日	火	休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会,常任委員会 午前9時30分～)	
9月20日	水	休会(分科会,常任委員会予備日)	
9月21日	木		
9月22日	金	休会(予算・決算特別委員会 午前9時30分～)	討論通告締切り：午後3時
9月23日	土	休会(秋分の日)	
9月24日	日	休会	
9月25日	月	休会	
9月26日	火	休会	
9月27日	水	休会	
9月28日	木	休会(議会運営委員会 午前9時30分～)	
9月29日	金	【本会議(最終日)】 午前9時30分～ 委員長報告→質疑→討論→採決、議員派遣、閉会中の継続審査・調査 ほか	

31日間

※会議規則第102条に基づく資料配付について

(◎一般質問をしようとする日の2日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。)

# 資料 4

## 議員連絡会

日 時 令和5年8月23日 (水)

午後1時30分から

会 場 市議会議場

### 1 議会閉会中における常任委員会の活動状況報告

- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 総務生活常任委員会 | 8月2日 |
| (2) 厚生教育常任委員会 | 8月2日 |
| (3) 経済建設常任委員会 | 8月2日 |

### 2 議長会関係の報告 ..... 資料1

- |                                     |
|-------------------------------------|
| (1) 令和5年度 志太榛原五市二町議会議長連絡協議会 (7月27日) |
| (2) 令和5年度 静岡県中部四市議会議長協議会 (7月31日)    |

### 3 令和5年9月島田市議会定例会の日程について ..... 資料2

### 4 その他

# 全 員 協 議 会

日 時 令和5年8月23日（水）

議員連絡会終了後

場 所 市 議 会 議 場

## ○ 協議・報告事項

### [当局側の事項]

- 1 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施状況及び効果検証について ----- 資料 1
- 2 島田市窓口受付等業務及び自動車運転管理等業務包括委託契約更新について ----- 資料 2
- 3 金谷地区生活交流拠点施設の愛称について ----- 資料 3
- 4 行政財産の減額等貸付に係る取扱規程について ----- 資料 4
- 5 島田市下水道条例の一部改正（下水道使用料の改定）について ----- 資料 5

# 資料 5

島田市議会議長 藤本 善男 様

日本共産党島田市議団 桜井 洋子  
四ツ谷 恵

## 「健康保険証の存続を求める意見書」の採択について

標記の件につきまして、「健康保険証の存続を求める意見書」を島田市議会として採択し、国へ提出できますよう、お願ひいたします。

このため、別紙のとおり、健康保険証の存続を求める意見書（案）を提案いたします。

令和5年8月16日



## 健康保険証の存続を求める意見書（案）

2024年の秋に健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードに一体化する改正マイナンバー法が成立した。

しかし、この成立後も、マイナンバーカードをめぐるトラブルが次々と明らかになっていっている。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するこのマイナ保険証に別人の情報が紐付けされる事態が新たに確認されたものを含め8,400件を超え、他人に医療情報が閲覧されるものもあったと報告されている。他人の情報紐付けが完全に解消されない限り、間違った処方や医療過誤など医療事故にもつながりかねない。また、それによって、命に関わる問題も発生する。このほかにも、医療現場では、システム上で「無効」や「該当者なし」と表示される状況の発生、医療費の負担割合の誤登録、子どもの医療費助成が使えないことなど、混乱は底なしである。これらは、健康保険証があれば起きないトラブルである。

政府は、マイナンバーカードを持たない人のために健康保険の資格確認書を発行しているが、それならば保険者全員に送られる保険証を存続すればいいだけである。政府による健康保険証の廃止は、これまでの保険証1枚で誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の崩壊につながるものである。そもそも、マイナンバーカードの取得は任意であり、一方的に現行の健康保険証を廃止すべきではない。今必要なのは、マイナ保険証の運用をいったん止め、問題の全容解明を行い、再発防止に努めることである。

よって、本市議会は、現行の健康保険証は廃止せず、存続させるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
総務大臣  
法務大臣  
デジタル大臣  
衆議院議長  
参議院議長

静岡県島田市議会

令和 5 年 8 月 23 日

会 派 代 表 者 各 位  
会 派 に 属 さ な い 議 員 各 位

島田市議会運営委員会  
委員長 大関 衣世

意見書の取り扱いの回答について（依頼）

8 月 23 日開催の議会運営委員会で協議された意見書の取扱いについて、下記により御回答くださるようお願ひいたします。

記

- 1 件 名 健康保険証の存続を求める意見書（案）について
- 2 提出期日 令和 5 年 9 月 13 日（水）
- 3 提 出 先 議会事務局
- 4 提出書類 別紙の「意見書検討報告書」

※ 意見書の内容等に対する意見（特に不採択、継続とする場合）  
を必ず記入してください。

## 意見書検討報告書

会派名（個人名）

No.	意見書名	提出者	取り扱い (いづれかを○で囲んでください。)			意見書の内容等に対する意見
1	健康保険証の存続を求める意見書（案）	日本共産党島田市議団 桜井 洋子 四ツ谷 恵	採択	不採択	継続	

◎提出期日 令和5年9月13日（水）

# 資料 6

令和5年9月 日

例規審議委員会委員長 様

議会事務局長 秋山 尚弘

(件名)

島田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則の審議について（依頼）

このことについて、島田市例規審議委員会規程第6条の規定により、審議をお願いします。

なお、審議は9月30日頃までにお願いします。

例規名	島田市議会事務局処務規則	例規集登載ページ	1巻89ページ
(1) 制定改廃をしようとする理由及び制定改廃の概要			
(理由)			
令和5年10月からの文書管理システム導入に伴い、文書の事務処理方法が変わるため。			
※このほか、必要な条文の整備を行う。			
(概要)			
文書管理システムの利用に関する規定を整備する。			
(1) 秘密に属する文書は、文書管理システムに「秘」と登録しなければならない。			
(2) 受付文書は、文書管理システムに必要事項を登録し、処理しなければならない。また、事務局長は文書管理システムにより文書の收受の状況を適宜確認し、必要に応じ、事務局職員に指示しなければならない。			
(2) 根拠法令（法令の一部改正により制定改廃をする場合は、当該法令の公布年月日及び施行年月日も記入してください。）			
(3) 島田市総合計画における位置付け			
(4) 予算の状況（予算を伴う制定改廃案の場合は、記入してください。）			

備考 制定改廃案文、新旧条文対照表その他参考資料を添付して、紙媒体で1部提出し、併せて当該電子データ（その他参考資料で電子データ化されていないものを除く。）をメールで提出してください。

# 島田市議会規則第 1 号

島田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

島田市議会議長 藤本 善男

## 島田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則

島田市議会事務局処務規則（平成17年島田市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条を次のように改める。

### （文書の秘密）

第9条 秘密に属する事項が記載された文書は、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理事務の処理を行うシステムをいう。以下同じ。）に「秘」と登録をしなければならない。

### （受付文書の処理）

第10条 到着した文書は、全て文書管理システムに受付年月日、件名その他必要事項を登録し、速やかに処理しなければならない。ただし、ポスター、パンフレット、私文書、挨拶状、簡単な報告書等で保存又は処理を要しないもの若しくは事務局長が文書管理システムへの登録の必要がないと認めるものは、この限りでない。

2 事務局長は、文書管理システムにより文書（前条ただし書に規定するものを除く。）の収受の状況を適宜確認し、必要に応じ、文書の収受及びその処理について事務局職員に指示しなければならない。

第11条中「すべて」を「全て」に、「代決」を「専決」に改める。

### 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

# 新旧条文

例規名 島田市議会事務局処務規則

## 新条文

### (文書の秘密)

第9条 秘密に属する事項が記載された文書は、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理事務の処理を行うシステムをいう。以下同じ。）に「秘」と登録をしなければならない。

### (受付文書の処理)

第10条 到着した文書は、全て文書管理システムに受付年月日、件名その他必要事項を登録し、速やかに処理しなければならない。ただし、ポスター、パンフレット、私文書、挨拶状、簡単な報告書等で保存又は処理を要しないもの若しくは事務局長が文書管理システムへの登録の必要がないと認めるものは、この限りでない。

2 事務局長は、文書管理システムにより文書（前条ただし書に規定するものを除く。）の収受の状況を適宜確認し、必要に応じ、文書の収受及びその処理について事務局職員に指示しなければならない。

### (起案文書)

第11条 起案文書は、全て事務局長を経て議長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事項で議長が指定したものは、事務局長が専決することができる。

# 対 豊 表

## 目 条 文

### (文書の秘密)

第9条 文書の秘密に属するものは、その上部に「秘」と朱書して機宜の取扱いをしなければならない。

### (受付簿への記載)

第10条 到着の文書は、すべて受付簿に記載して事務局長の査閲の上、速やかに処理しなければならない。

### (起案文書)

第11条 起案文書は、すべて事務局長を経て議長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事項で議長が指定したものは、事務局長が代決することができる。

# 資料 7

令和5年9月 日

例規審議委員会委員長 様

議会事務局長 秋山 尚弘

(件名)

島田市議会公印規則の一部を改正する規則の審議について（依頼）

このことについて、島田市例規審議委員会規程第6条の規定により、審議をお願いします。

なお、審議は9月30日頃までにお願いします。

例規名	島田市議会公印規則	例規集登載ページ	1巻93ページ
(1) 制定改廃をしようとする理由及び制定改廃の概要			
(理由)			
令和5年10月からの文書管理システム導入に伴い、公印を使用する際の決裁文書の確認方法として、文書管理システムによる電子決裁の確認の手続を新たに加えるため。			
※本改正は、文書管理システムの導入に伴うものであるが、今回の改正を機に、手続等に係る必要な規定の追加、別表の整備、公印台帳の様式の改正等を併せて行うため、全部改正を行うこととする。			
(概要)			
押印の際の公印の管守者による決裁文書の審査方法を定める。（第8条）			
(1) 電子決裁を受けた文書 文書管理システム上で管守者に電子決裁を受けた文書を示し、押印する文書を提示する方法			
(2) 紙決裁を受けた文書 押印する文書に決裁文書を添えて、管守者に提示する方法（これまでと変更なし）			
(2) 根拠法令（法令の一部改正により制定改廃をする場合は、当該法令の公布年月日及び施行年月日も記入してください。）			
(3) 島田市総合計画における位置付け			
(4) 予算の状況（予算を伴う制定改廃案の場合は、記入してください。）			

備考 制定改廃案文、新旧条文対照表その他参考資料を添付して、紙媒体で1部提出し、併せて当該電子データ（その他参考資料で電子データ化されていないものを除く。）をメールで提出してください。

# 島田市議会規則第 号

島田市議会公印規則をここに制定する。

令和 年 月 日

島田市議会議長 藤本 善男

## 島田市議会公印規則

島田市議会公印規則（平成17年島田市議会規則第5号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この規則は、島田市議会における公印の規格、保管、及び使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この規則において「公印」とは、公印台帳（別記様式）に登録されたものとす。

### （公印の保管者及び名称等）

第3条 公印の保管及び取扱いの責任者として、各公印の保管者（以下「保管者」という。）を置く。

2 公印の名称、形状、寸法、書体、使用区分、保管者及び個数は、別表第1に定めるところによる。

3 公印のひな型は、別表第2に定めるところによる。

### （公印の保管）

第4条 保管者は、その管理する公印を公印箱に納めて金庫等に格納しておかなければならぬ。

2 公印は、保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

### （公印の調製改刻等）

第5条 保管者は、公印を調製し、改刻し、又は廃止しようとするときは、その理由、用途及び印影のひな型を記載し、議長の決裁を受けなければならない。

2 保管者は、公印を調製し、又は改刻したときは、速やかに、公印台帳を作成しなければならない。

### （公印台帳）

第6条 保管者は、前条第2項の公印台帳を整理し、保管して、公印の現況を常に明らかにしておかなければならぬ。

### （公印の保存及び廃棄）

第7条 保管者は、改刻又は廃止により公印が不要となったときは、当該不要となつた公印を、使用を廃止した日から起算して3年間保存し、保存期間を経過した公印は、裁断又は焼却の方法によりこれを廃棄しなければならない。

### （公印の使用）

第8条 公印を使用するときは、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により保管者の審査を受けなければならない。

(1) 電子決裁（決裁権者が、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他の文書管理事務を行う情報処理システムをい

う。以下同じ。)上の電磁的記録により、その権限に属する事務について意思決定を行うことをいう。)を受けた文書 押印する文書を保管者に提示する方法

(2) 前号に掲げる文書以外の文書 押印する文書に決裁文書を添えて、保管者に提示する方法

2 保管者は、前項第1号に規定する方法により審査をするときは、押印する文書に係る電子決裁を受けた文書を確認するものとする。

(事故の届出)

第9条 保管者は、公印について紛失、盗難等の事故があったときは、その旨を直ちに議長に報告しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

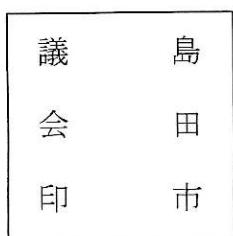
2 この規則の施行の日の前日までに改正前の島田市議会公印規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第3条関係）

番号	名称	形状別掲	寸法ミリメートル	書体	使用区分	保管者	個数
1	議会印	1	方 18	隸書	議会名をもつてする文書	事務局長	1
2	事務局印	2	方 18	てん書	事務局名をもつてする文書	事務局長	1
3	議長印	3	方 21	てん書	議長名をもつてする文書	事務局長	1
4	副議長印	4	方 18	てん書	副議長名をもつてする文書	事務局長	1
5	常任委員長印	5	方 18	隸書	常任委員長名をもつてする文書	事務局長	1
6	特別委員長印	6	方 18	隸書	特別委員長名をもつてする文書	事務局長	1
7	事務局長印	7	方 18	てん書	事務局長名をもつてする文書	事務局長	1

別表第2 (第3条関係)

1



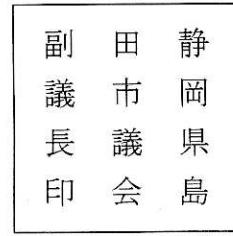
2



3



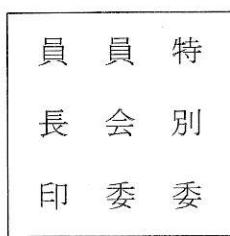
4



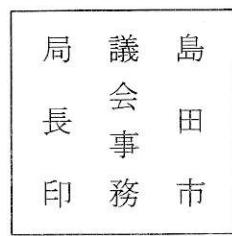
5



6



7



## 別記様式（第2条、第5条、第6条関係）

## 公印台帳

印 影		公 印 の 名 称	
		公 印 保 管 者	
		使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
		廢 止 年 月 日	年 月 日
		調 製 理 由 (改刻・廃止)	
寸 法	用 途	備 考	
ミリメートル			

# 新　　旧　　条　　文

例規名　島田市議会公印規則

## 新　　条　　文

### (趣旨)

第1条 この規則は、島田市議会における公印の規格、保管、及び使用等に關し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において「公印」とは、公印台帳（別記様式）に登録されたものをいう。

### (公印の保管者及び名称等)

第3条 公印の保管及び取扱いの責任者として、各公印の保管者（以下「保管者」という。）を置く。

2 公印の名称、形状、寸法、書体、使用区分、保管者及び個数は、別表第1に定めるところによる。

3 公印のひな型は、別表第2に定めるところによる。

### (公印の保管)

第4条 保管者は、その管理する公印を公印箱に納めて金庫等に格納しておかなければならぬ。

2 公印は、保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

### (公印の調製改刻等)

第5条 保管者は、公印を調製し、改刻し、又は廃止しようとするときは、その理由、用途及び印影のひな型を記載し、議長の決裁を受けなければならない。

2 保管者は、公印を調製し、又は改刻したときは、速やかに、公印台帳を作成しなければならない。

### (公印台帳)

第6条 保管者は、前条第2項の公印台帳を整理し、保管して、公印の現況を常に明らかにしておかなければならぬ。

### (公印の保存及び廃棄)

第7条 保管者は、改刻又は廃止により公印が不要となったときは、当該不要となつた公印を、使用を廃止した日から起算して3年間保存し、保存期間を経過した公印は、裁断又は焼却の方法によりこれを廃棄しなければならない。

### (公印の使用)

第8条 公印を使用するときは、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により保管者の審査を受けなければならない。

(1) 電子決裁（決裁権者が、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他の文書管理事務を行う情報処理システムをいう。以下同じ。）上の電磁的記録により、その権限に属する事務について意思決定

# 対照表

## 目条文

### (趣旨)

第1条 この規則は、島田市議会の公印の保管その他必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において「公印」とは、次条に規定するもので、第6条の規定により公印台帳に登録されたものをいう。

### (公印の種類)

第3条 公印の種類、寸法、用途及び保管者は、別表のとおりとする。

### (公印の保管)

第4条 公印は、その保管を厳正にし、保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

### (公印の調製等)

第5条 公印の調製、改刻又は廃棄は、議長の決裁を経て行う。

### (公印台帳)

第6条 公印の保管者は、別記様式による公印台帳を作成し、公印の名称、印鑑その他必要な事項を登録しておかなければならぬ。

### (公印の使用)

第7条 公印を使用するときは、押印する文書に決裁済の原議書を添えて公印の保管者に示し、押印しなければならぬ。

を行うことをいう。)を受けた文書 押印する文書を保管者に提示する方法

(2) 前号に掲げる文書以外の文書 押印する文書に決裁文書を添えて、保管者に提示する方法

2 保管者は、前項第1号に規定する方法により審査をするときは、押印する文書に係る電子決裁を受けた文書を確認するものとする。

(事故の届出)

第9条 保管者は、公印について紛失、盜難等の事故があったときは、その旨を直ちに議長に報告しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

番号	名称	形状 別掲	寸法 ミリメー トル	書体	使用区分	保管者	個数
1	議会印	1	方 18	隸書	議会名をもつてする文書	事務局長	1
2	事務局印	2	方 18	てん書	事務局名をもつてする文書	事務局長	1
3	議長印	3	方 21	てん書	議長名をもつてする文書	事務局長	1
4	副議長印	4	方 18	てん書	副議長名をもつてする文書	事務局長	1
5	常任委員長印	5	方 18	隸書	常任委員長名をもつてする文書	事務局長	1
6	特別委員長印	6	方 18	隸書	特別委員長名をもつてする文書	事務局長	1
7	事務局長印	7	方 18	てん書	事務局長名をもつてする文書	事務局長	1

別表（第3条関係）

種類	寸法	書体	用途	保管者
議会印	方18ミリ	れい書	議会名をもってする文書	事務局長
事務局印	方18ミリ	てん書	事務局名をもってする文書	事務局長
議長印	方21ミリ	てん書	議長名をもってする文書	事務局長
副議長印	方18ミリ	てん書	副議長名をもってする文書	事務局長
常任委員長印	方18ミリ	れい書	常任委員長名をもってする文書	事務局長
特別委員長印	方18ミリ	れい書	特別委員長名をもってする文書	事務局長
事務局長印	方18ミリ	てん書	事務局長名をもってする文書	事務局長

別表第2（第3条関係）

1

議	島
会	田
印	市

2

事	議	島
務		田
局	会	市

3

静	岡	県	島
		市	議会
			議長之印

4

副	議	島
市		田
議	長	會
印		

5

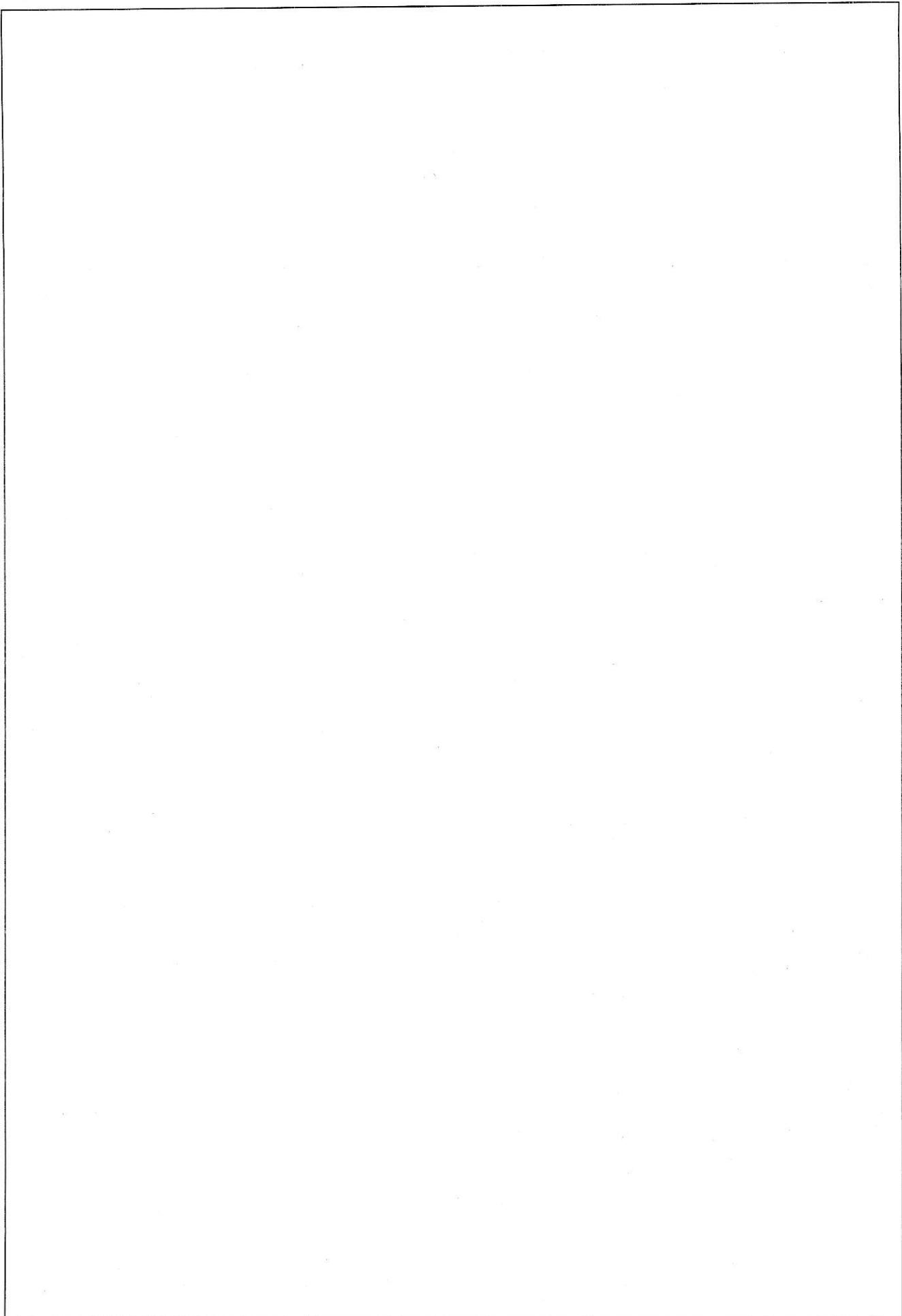
員	員	常
長	会	任
印	委	委

6

員	員	特
長	会	別
印	委	委

7

局	議	島
長	会	田
印	事	市



別記様式（第2条、第5条、第6条関係）

公印台帳

<u>印影</u>		<u>公印の名称</u>	
		<u>公印保管者</u>	
		<u>使用開始年月日</u>	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>
		<u>廃止年月日</u>	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>
		<u>調製理由</u>  (改刻・廃止)	
<u>寸法</u>	<u>用途</u>	<u>備考</u>	
ミリメートル			

## 別記様式（第6条関係）

# 資料 8

## 島田市の自治会一覧

地区	番号	自治会名
第 1	1	河 原 町
	2	稻 荷 町
	3	向 谷 町
	4	向 谷 元 町
	5	三 ツ 合 町
第 2	6	本 通 一 丁 目
	7	大 井 町
	8	中 央 第 二
	9	向 島 町
	10	宮 川 町
	11	中 溝 町
	12	若 松 町
第 3	13	横 井 町
	14	中 央 第 三
	15	本 通 六 丁 目
	16	南 町
	17	高 砂 ・ 宝 来
第 4	18	本 通 三 丁 目 ・ 幸 町
	19	本 通 四 丁 目 ・ 柳 町
	20	大 津 通
	21	本 通 七 丁 目
	22	祇 園 ・ 新 田
	23	花 み ず き 中 央
	24	元 島 田
	25	元 島 田 東 町
	26	松 葉 町
	27	旭 町
第 5	28	御 仮 屋 町
	29	道 悅 島
六合	30	阿 知 ヶ 谷 ・ 東 光 寺
	31	岸 町
	32	東 町
	33	大 津
大 長 ・ 伊 久 身	34	伊 太 区
	35	相 賀
	36	神 座 ・ 鵜 網
	37	伊 久 身

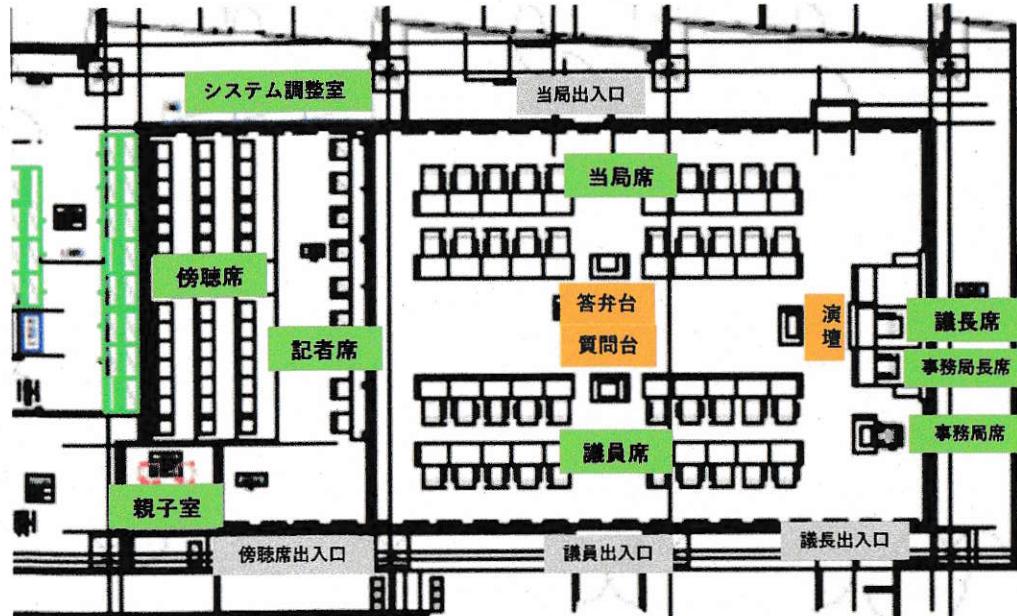
地区	番号	自治会名
初倉	38	湯 日
	39	色 尾 沼 伏
	40	旧 初
	41	谷 口
	42	大 柳
	43	中 河
	44	井 口
	45	南 原
	46	岡 田
	47	月 坂
金谷	48	菊 神
	49	牧 の 原
	50	姫 宮 町
	51	金 谷 元 町
	52	天 王 ・ 二 軒 家
	53	金 谷 中 央
	54	栄 ・ 代 官
	55	学 園 通 り
	56	金 谷 泉 町
	57	金 谷 東 町
	58	北 五 和
	59	横 岡
	60	竹 下
	61	牛 尾 区
川根	62	島
	63	志 戸 呂
	64	大 代
	65	家 山
	66	抜 里 葛 籠
	67	身 成
	68	笹 間 地 区

# 新庁舎における議場運営

令和5年11月定例会から運用開始

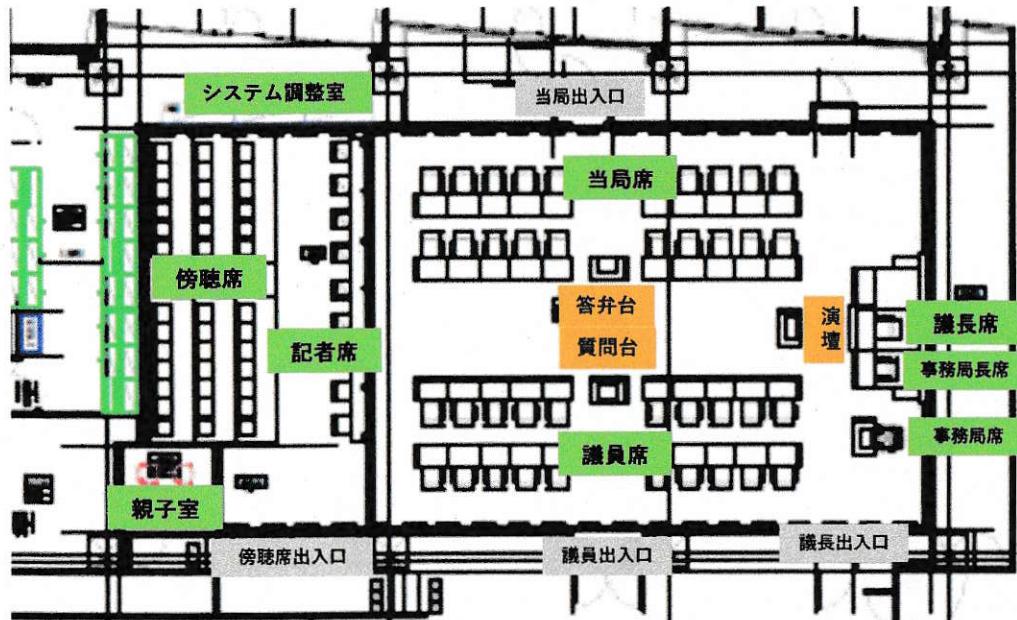
島田市議会事務局

# 対面式議場について



- 議長席を正面に、南側に議員席、北側に当局席を設置
- 議員側に質問台を設置し、当局側に答弁台を設置。また、議長席の前に演壇を設置
- 対面式議場のため、傍聴者が議員、当局双方の表情や振る舞いなどを見ることが可能

# 議場の特徴について①



- 出入口を東西それぞれに設置し、議長、議員と当局の動線を別とした
- 当局出入口北側に当局補助者が待機できるスペースを確保した
- 事務局長席南側に事務局席を設置し、カメラやマイクの操作等の本会議運営を行うほか、インターネットでの生配信を行う。(議場外北側にシステム調整室を設置し、カメラやマイク等の操作関連機器を設置)

## 議場の特徴について②

- ・議員席は椅子を可動式とし、車いすの使用を想定し、段差を設けていない
- ・子ども連れでも傍聴可能なよう、防音の傍聴席「親子室」を設置
- ・議場の壁と天井に大井川流域産杉（地元産材）ルーバーを配置した温かみのある「木都島田」を象徴するデザインを取り入れた
- ・議長席、当局席、議員席、傍聴席をルーバーでぐるりと囲み、一体感と臨場感ある空間を演出
- ・木以外を黒でブラックアウトさせて空間を引き締め、緊張感ある空間を演出
- ・天井と壁上部のハイサイドから天空光を取り込み明るく開放感のある空間を演出
- ・議場正面に大判セラミックタイルを設置し重厚感を創出
- ・品のある緑色のカーペットを敷くことで、天然木との調和と島田らしさを演出
- ・椅子には大井川流域産のヒノキの圧縮材を使用

# 議場への入退場について



- 出入口を南北それぞれに設け、議長、議員と当局の動線を別とした
- 議長は南側東出入口から入退場
- 議員は南側西出入り口から入退場
- 当局は、議場外東側の通路を通り、北側出入口から入退場

# 演壇等の使用について

## 【演壇】

### ○議会側

- ・議員提出議案・意見書案等の提案理由説明、一般質問、委員長報告、討論

### ○当局側

- ・市長の施政方針演説、提案理由の説明、一般質問市長答弁、議案質疑部長答弁（1回目）

## 【質問台】

### ○議会側

- ・一般質問・議案質疑（2回目）

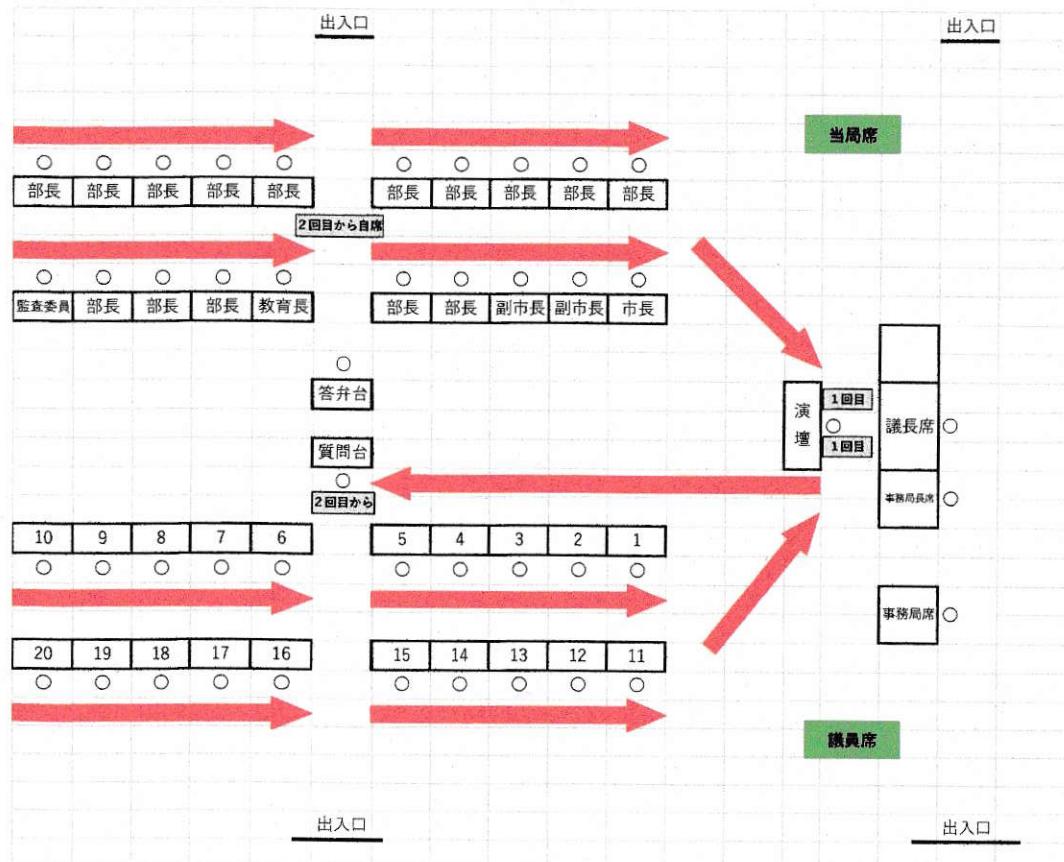
## 【答弁台】

### ○当局側

- ・予算説明会・決算説明会の説明員の説明



# 一般質問の動線について



## 【議員】

○ 1回目の質問は正面演壇を使用し、終了後に質問台に移動

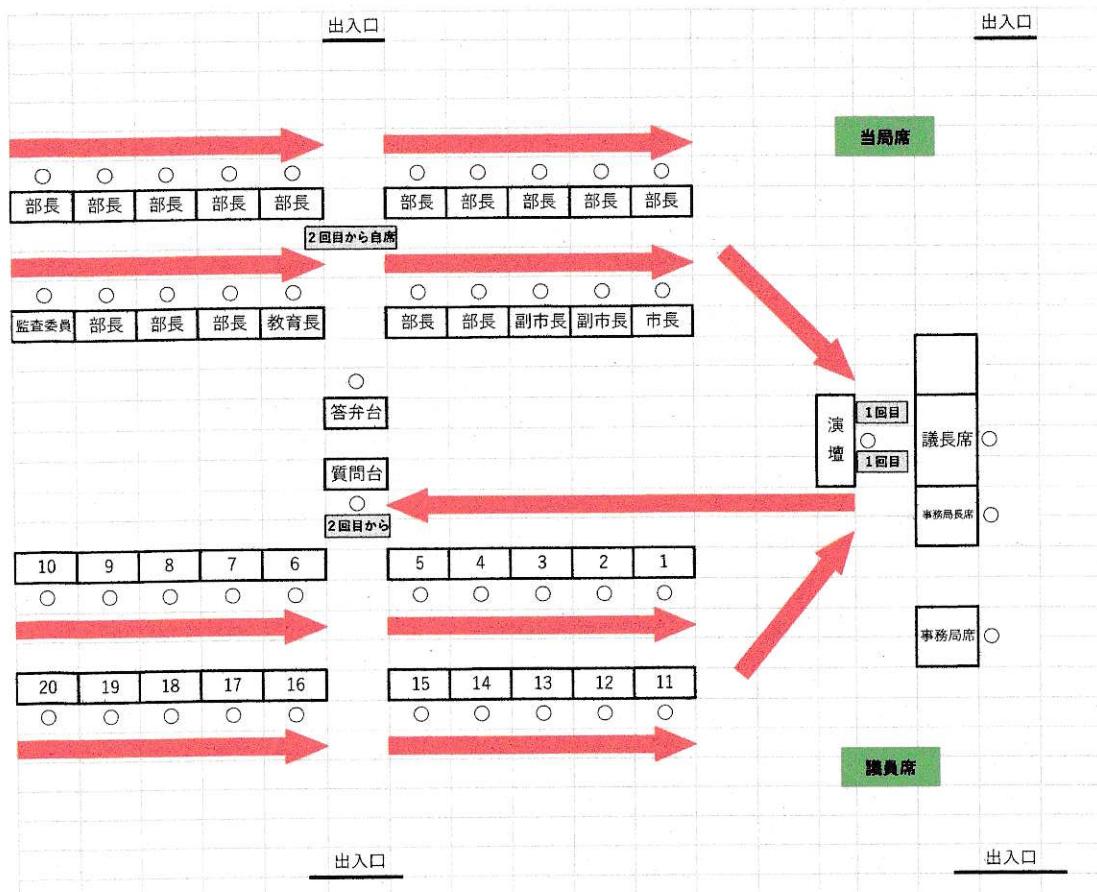
○ 2回目からは質問台から質問

## 【当局】

○ 答弁の1回目は、市長、教育長又は部長が演壇を使用し、終了後自席に移動

○ 2回目からは自席で答弁

# 議案質疑の動線について



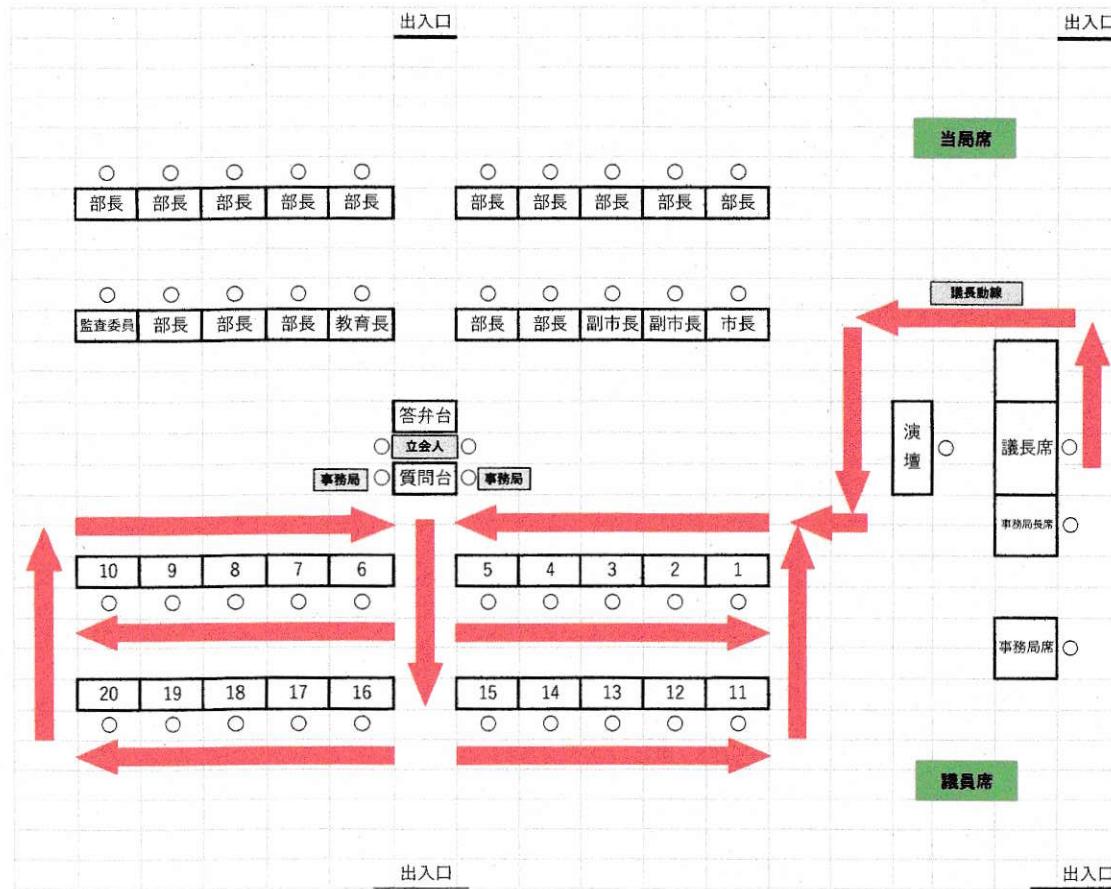
## 【議員】

- 1回目の質問は正面演壇を使用し、終了後に質問台に移動
- 2回目からは質問台から質問

## 【当局】

- 答弁の1回目は、市長、教育長又は部長が演壇を使用し、終了後自席に移動
- 2回目からは自席で答弁

# 選挙時の運用について



## 【投票箱の設置場所】

- 質問台を使用

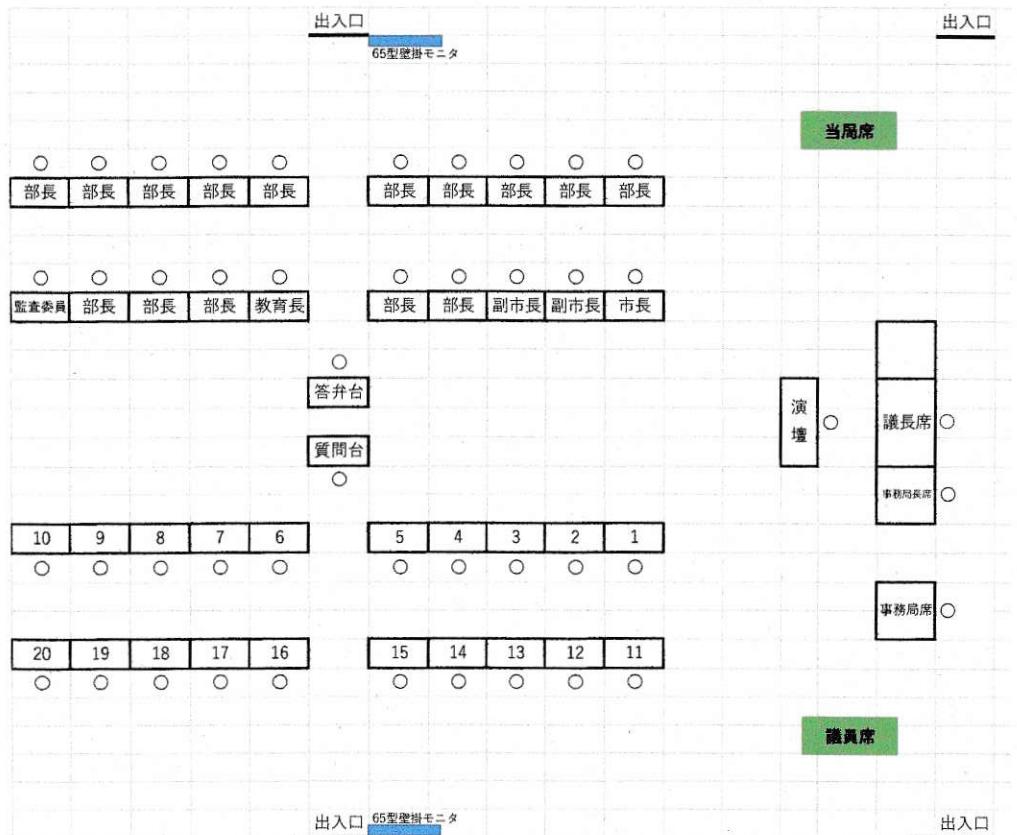
## 【立会人の位置】

- 当局側を背に質問台の両側に位置する。

## 【投票時の動線】

- 議席番号順に投票した議員と投票する議員が重複しない動線とする。

# ICTの活用について①



- 議場両側壁に65型液晶ディスプレイモニタを設置し、発言残時間、議員数映像、電子資料映像の送出が可能
- 議場内にハイビジョンカメラ3台、固定カメラ1台を設置し、議場放映等に対応
- 議場内の発言等の集音のため、壁面に集音マイク3台を設置
- 傍聴席及び親子室は天井スピーカーで拡声し、難聴者による傍聴を考慮し、ループアンテナを設置
- 記者席コンセントには配信映像と場内音声を送出する

## ICTの活用について②

- 演壇、質問台にタブレット端末等の持込映像機器接続用のHDMI及びAC100Vコンセントを設置  
10型液晶モニタを設置し、発言残時間を表示
  - 議長席、局長席に10型液晶モニタを設置し、議会運営映像他、送出する映像選択が可能
  - Wi-Fi環境を整備し、無線LANの接続が可能
- 【将来対応】
- 電子採決導入時に対応できるよう、65型液晶ディスプレイモニタに送出可能とした
  - 傍聴席両側面に50型壁掛モニタを設置できるよう配管・電源工事施工済み

# ICTの活用について③

●月●日●曜日

## 本日の会議のご案内

会議名	会場	開始時刻
議会運営委員会	第一委員会室	9時
本会議	議場	9時30分
全員協議会	議場	本会議終了後
議員連絡会	議場	全員協議会終了後
予算・決算特別委員会	第二委員会室	議員連絡会終了後
広報広聴特別委員会	第一委員会室	予算・決算特別委員会終了後
議会改革特別委員会	第一委員会室	広報広聴特別委員会終了後
厚生教育常任委員会	第三委員会室	●●終了後
経済建設常任委員会	第三委員会室	
総務生活常任委員会	第三委員会室	
会派代表者会議	第一委員会室	

いらっしゃいませ。ようこそ島田市議会へ。

## 議会構成(1/2)

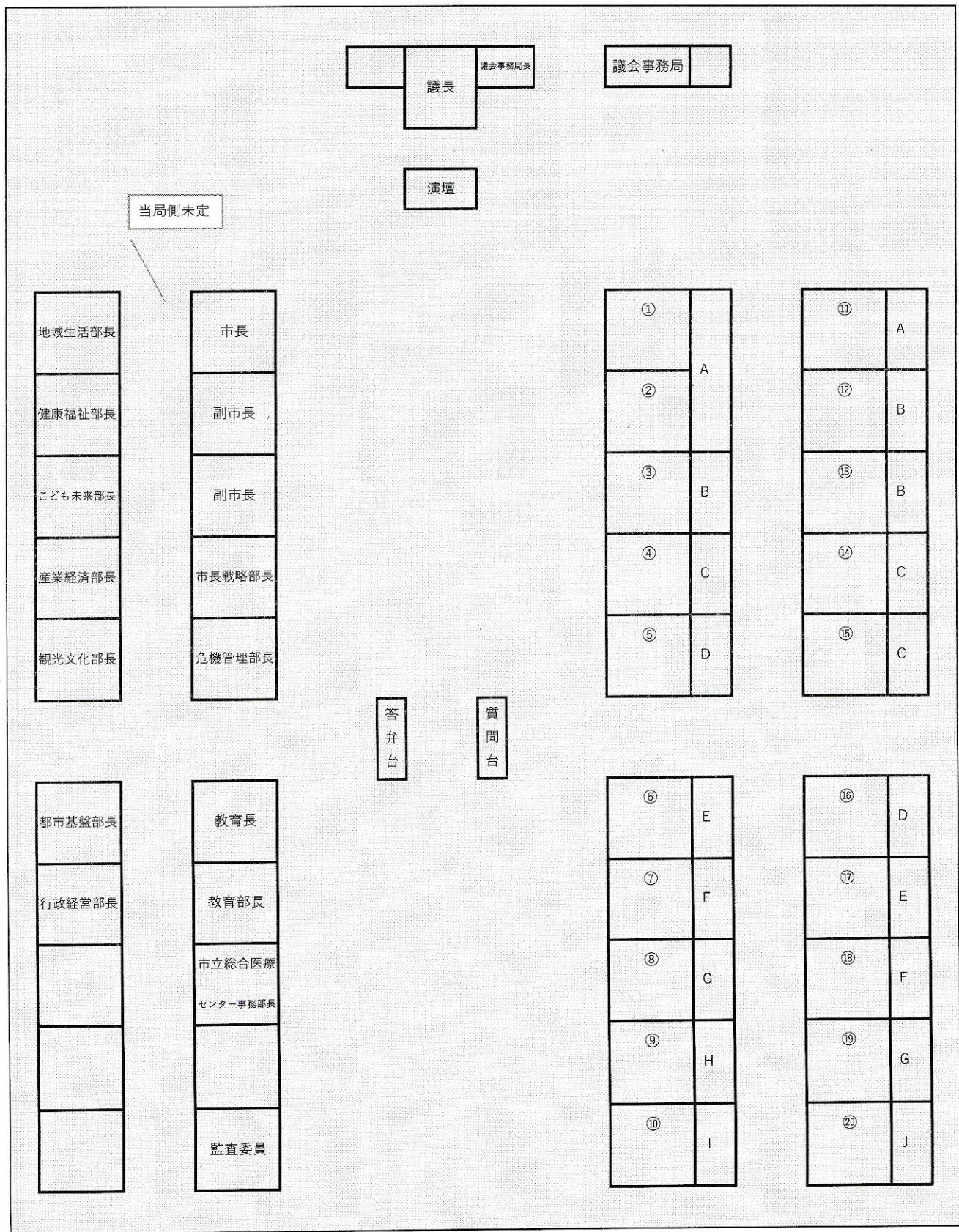
議長・副議長（令和5年6月10日現在）			
職名	氏名	職名	氏名
議長	藤本 善男	副議長	大村 泰史
議会運営委員会（令和5年6月10日現在）			
職名	氏名	職名	氏名
委員長	大関 衣世	副委員長	提坂 大介
委員	井上 篤	委員	山本 孝夫
委員	村田 千鶴子	委員	桜井 洋子
委員	清水 唯史		
総務生活常任委員会（令和5年6月10日現在）			
職名	氏名	職名	氏名
委員長	清水 唯史	副委員長	曾根 達裕
委員	横山 香理	委員	提坂 大介
委員	四ツ谷 恵	委員	八木 伸雄
委員	大村 泰史		

いらっしゃいませ。ようこそ島田市議会へ。

○議場と議会事務局との間にあるエレベータホールに50型のモニターを設置し、議会放映を行うほか、「会議の案内」、「議会構成」などを表示

会議の案内は、1階エレベータホールの内容と同期させる

## 新議場議席図



傍聴席